

公園のインクルーシブ化の意義

Significance of inclusive parks

赤松 瑞枝

Mizue AKAMATSU

要 旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生に伴う「新しい生活様式」が定着しつつある中で、安心して体を動かすことができるとして再評価されている公園であるが、障害のある子どもやその保護者・支援者にとっては、遊具の使い勝手や安全性等に問題が多く、利用しにくい空間となっている。そこで本研究では障害の有無に関わらず安全に安心して遊ぶ、遊ばせることのできる公園のあり方を検討した。現状、障害のある者の遊び場は室内に偏っており、屋外での活動がしにくいという問題点があり、気軽にアクセスできる徒歩圏内に公園を整備することの意義が確認できた。

次に、我が国の都市公園における障害者対応整備方針を確認したところ、障害者差別解消法の制定や東京パラリンピック開催を背景に、障害の多様性を踏まえたガイドラインが作成されるようになり、特定の人を一方的に除外したり、分離したりしないように配慮したインクルーシブデザインの考え方が反映されていることが明らかとなった。障害の有無にかかわらず利用できるよう、遊具や各種設備を設計し配置した、所謂インクルーシブ公園は、アメリカやオーストラリアを中心に展開されており、事例分析から、障害を理由に遊びを諦めていた子どもたちが生き生きと利用していることや、障害のある子どもとそうでない子どもが介助者・保護者も含めて共に遊び、相互理解を深める場として機能していることが分かった。我が国では2020年3月に東京都立砧公園内の「みんなのひろば」にてインクルーシブな遊具等が提供され、その後も都内を中心に類似事例の開園が確認できたが、COVID-19拡大の影響もあり、本格的な運営や利用はこれからという状況である。

以上より、既存公園の実情検証と共に引き続き公園のインクルーシブ化に取り組み、子どもたちそしてその親世代による障害の有無に関わらない交流を育む必要があると結論付けた。

キーワード：公園、インクルーシブデザイン、障害、屋外遊び場

1 はじめに

我が国では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生に伴い「新しい生活様式」が提示され、可能な限り人と人との接触を減らし、一定の距離を取りながら生活することが求められるようになった。こうした活動制限や運動不足の長期化によって、ストレス蓄積、体重増加、生活習慣病の発生や悪化などの体調不良発生が報告され、コロナ禍の健康二次被害と言われている（国土交通省、2021-a）。さらに外出自粛や、在宅での勤務・学習の広まりは、強迫性障害、適応障害、うつ病、自律神経失調症などによって体調を崩す者を増加させた。その対策として、運動をすることが科学的にも証明された効果的ストレス解消法と言われ（山本、2021）、公園が、基本的な感染対策を講ずれば安心して気軽に体を動かすことができる場所として再評価されている（国土交通省、2021-b）。各自治体も所管の公園について利用時の注意喚起をしつつ、魅力をPRしている（宮崎県、2021）（愛媛県松山市、2022）。

ただし、すべての人にとって利用しやすい空間となっていないところに課題がある。主に障害¹のある子どもの保護者や支援者から、公園利用について遊具の遊びにくさや危険性に関する指摘がなされている（図表1）。

加えて、「身近にピッタリの公園がないのが現状」、「障害のある子どもたちに合った遊び場を探すのにとても苦労している」、「屋内だけで限られた活動をせざるを得ない」という声も寄せられているが（みーんなの公園プロジェクト、2017）、障害があるという理由で、屋外での活動機会が制限されるべきではない。

以上より、本研究では現状の公園に生じている利用上の分断を解消し、障害の有無に関わらず安全に安心して遊ぶ、遊ばせることのできる公園のあり方の検討を目的とする。以下、第2節で

1 「障害」の表記については、様々な議論がある。「害」という文字が当事者の存在を害であるとする社会の価値観を助長する、語源的にも人を殺めるという意味があるという理由から不適切とされることも少なくない（内閣府、2010）。一方、「障がい者」と表記すると、視覚障害のある方が利用するコンピュータの画面読み上げソフトウェアが「さわりがいしゃ」と読み上げてしまい、情報を正しく認識できなくなることが報告されている（ユニバーサルマナー協会、2022）。さらに障害者差別解消法や心のバリアフリーなど、近年制定された障害に関連する法律や行動指針の基本となっているのは「障害は人ではなく社会の側にある」と捉えて、社会が作り出した障壁を取り除くことは社会の責務だとする「障害の社会モデル」という考え方である（ミライロ通信、2022）。したがって本論文においても、漢字の表記のみにとらわれず、社会における様々なバリアと向き合う立場を取り、情報を正しく伝えることを最優先として「障害」と表現する。但し「障がい者」表記を用いている企業等を紹介する場合はこの限りではない。

図表1 障害のある子どもの公園利用に関する保護者や支援者の意見

問題の所在	障害の種類	意見
遊具の遊びにくさ	肢体不自由	普通の砂場は、車いすのままでは遊べない。
	発達障害	特定の感触がとても苦手な子どもがいる。 たとえばある子どもは、砂の上を歩く時の足が沈み込む感覚や、靴に砂が入ることが嫌で、砂場には近付こうとしない。
遊具の危険性	聴覚障害	背後で他の子どもが大きくこいでいるブランコの音に気付かず、不意にぶつかってしまうこともある。
	視覚障害	ブランコと同様、柵自体にぶつかる怖さがある。柵が低い位置にあったり、柵の色が地面と似ていたりする場合は特に見えにくい。
空間のサイズ	ADHD	あまり広すぎる公園は困る。 子どもが衝動的に走り出した場合、大人が追いかけて止めるのは無理。安全のために、目の届きやすいサイズが望ましい。

出所：みーんなの公園プロジェクト「ニーズを知る利用者調査」(2008) 各種結果より筆者作成

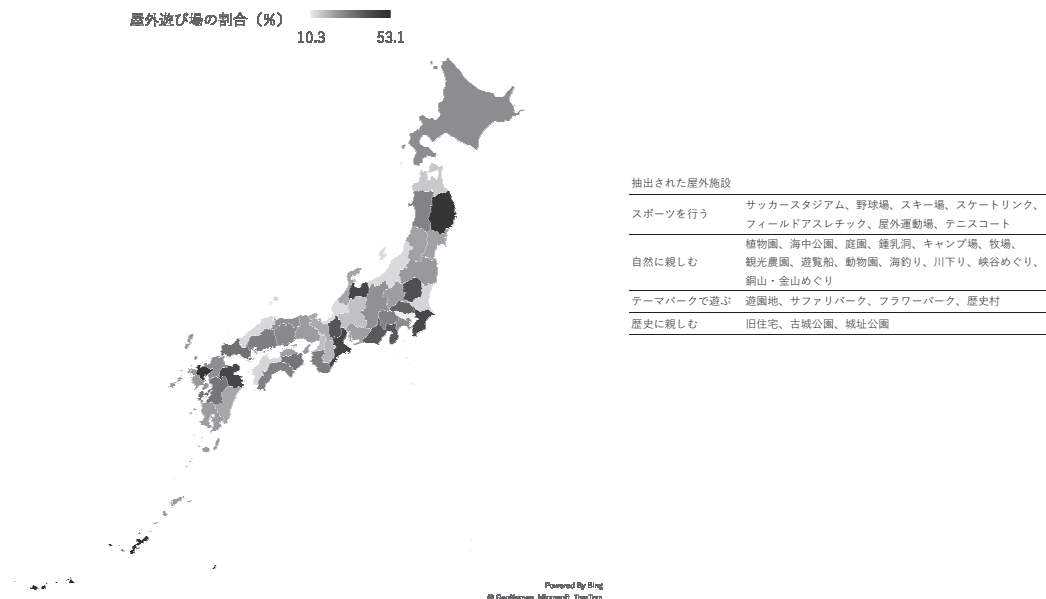
は障害のある子どもの遊び場の現状を量的に把握する。続く第3節では我が国の都市公園整備における障害者対応が、どのような法律に基づきどのように行われてきたかを概観する。第4節では障害の有無に関わらず同じ体験を共有できることを目指すインクルーシブデザインの考え方とその特徴、公園整備への導入方法を、第5節でインクルーシブデザインに基づき整備された国内外の公園事例を紹介する。第6節においてまとめを行い、公園のインクルーシブ化の意義を示す。

なお、研究対象の公園は、都市公園法によって定められたもののうち、徒歩圏内に住む人達の心身面における健康のサポートを目的に設置され、運動スペース、緑地などによる憩い、地域コミュニティ参加の機会、各種文化活動が開催される場などの機能をもつ「住区基幹公園」とするが、第3節においては分析した資料の関係上、より広義の意味をもつ「都市公園」を扱う。

2 障害のある子どもの遊び場の現状

障害のある子どもが利用可能な遊び場が全国にどの程度展開されているか調査した。障害者手帳²が使える施設を都道府県別に検索できるサイト（一般社団法人シシン、2022）を利用し、スポーツ、娯楽、観光、などのレジャー活動を行うことができる施設を検索、6,170件の施設概要を

2 障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称である。取得すると、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられる。自治体や事業者が独自に提供するサービスを受けられることもある（厚生労働省、2022）。因みに、身体障害者手帳は身体の機能に一定以上の障害があると認められた場合、療育手帳は児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された場合、精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることが認定された場合にそれぞれ交付される。



図表 2 障害者手帳交付者が利用できるレジャー施設に占める屋外施設の割合
出所：一般社団法人シシン（2022）「障害者手帳でいこう！～全国版～」より筆者作成

ホームページで確認し、屋外利用型の施設を抽出するとともに、全施設における屋外施設の割合を都道府県別に算出した（図表 2）。

図表 2 より、抽出された屋外施設は、テニスコート、野球場、スキー場、スケートリンクなどの「スポーツを行う場所」、植物園、海中公園、鍾乳洞、キャンプ場、観光農園などの「自然に親しむことができる場所」、遊園地、サファリパーク、フラワーパークなどの「テーマパーク」、旧住宅、古城公園、城址公園などの「歴史に親しむことができる場所」の 4 種類に分類できた。また、無料で利用できる施設も散見されるが、概ね有料での利用（通常価格よりは割引）になるのが特徴である。これら屋外施設が占める割合が最も多いのは沖縄県で 53.1%、次いで岩手県と佐賀県が 50.0%、三重県 45.0%、千葉県と富山県が 44.4%、大分県 43.9%、栃木県 41.3%。滋賀県 40.0%と続く。

一方、図表 3 は、障害者手帳交付数の多い都道府県（10 位まで）を示している。図表より、首都東京、及び人口 50 万人以上大都市に分類される都市を含む道府県で交付数が多いことが分かる。これらの都道府県における屋外施設の割合は、千葉県（44.4%）と埼玉県（36.9%）が 4 割前後となっているが、神奈川県（26.9%）、北海道（26.7%）、福岡県（26.6%）、兵庫県（23.7%）、愛知県（23.1%）は 3 割に満たず、交付数 1 位と 2 位を占める東京都（10.3%）と大阪府（17.6%）は 1 割程度である。

以上より、障害のある子どもの遊び場は室内に偏っており、特に障害者手帳交付数の多い都道

図表3 障害者手帳交付者数 上位10都道府県

順位	身体障害者手帳		精神障害者 保健福祉手帳		知的障害者療育手帳		総計	
	都道府県名	交付者数 (人)	都道府県名	交付者数 (人)	都道府県名	交付者数 (人)	都道府県名	交付者数 (人)
1位	東京都	488,905	東京都	135,601	東京都	93,171	東京都	717,677
2位	大阪府	385,116	大阪府	102,677	大阪府	88,930	大阪府	576,723
3位	北海道	296,912	神奈川県	95,023	神奈川県	77,221	神奈川県	441,177
4位	神奈川県	268,933	愛知県	76,694	北海道	65,049	北海道	415,780
5位	兵庫県	238,083	埼玉県	63,974	愛知県	59,333	愛知県	373,547
6位	愛知県	237,520	北海道	53,819	兵庫県	56,161	兵庫県	344,051
7位	福岡県	216,673	福岡県	52,929	福岡県	51,826	福岡県	321,428
8位	埼玉県	205,542	千葉県	52,141	埼玉県	51,271	埼玉県	320,787
9位	千葉県	179,242	兵庫県	49,807	千葉県	44,038	千葉県	275,421
10位	京都府	143,357	広島県	36,464	静岡県	35,727	—	—

出典：LBB（2022）「日本全国の社会保障・衛生の統計情報」より筆者作成

府県ほど屋外での活動がしにくい現状であることが示された。しかも体を動かす場所についてはテニスコート、スキー場、野球場が中心であり、それらのスポーツを楽しむことができれば利用できるが、そうでない場合、健康維持のために体を動かす場所が圧倒的に不足していると言える。さらに自然公園、運動公園はあるものの、都市公園、中でも研究対象とする住区基幹公園は抽出されなかった。したがって障害があっても気軽に訪れることが可能な徒歩圏内に、安心して安全に遊ぶことができる公園を整備することは急務であろう。

3 我が国における都市公園の整備方針（障害者対応）の変遷

我が国の都市公園は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」と記す）と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」と記す）に基づき、障害者対応の整備が進められてきた（図表4）。

バリアフリー法は高齢者や障害者の移動円滑化を目的に2006年に施行された。旅客施設、車両、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、利用者数や施設規模に応じて定められた基準に適合させる必要がある。改正を繰り返し、東京オリンピック・パラリンピックに向けて行われた最新の改正では、使用方法の誤解等による円滑化阻害の防止や、移動の連続性に配慮した交通機関乗り継ぎ時における情報提供のあり方といったソフト面の施策導入、障害のある人及びその家族への差別を行わないことや、多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養うことを目

図表4 都市公園における障害者対応整備の関連法案等と整備方針の変遷

年月	関連法案等	整備方針
2006年12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー法) 施行	一定の公園施設の新設時等に基準適合義務を課すことを規定 社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体等の取り組みを支援
2008年1月		「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」策定 公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針とする
2011年3月	バリアフリー法 一部改正	
2012年3月		「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂 ハード・ソフトの両面からバリアフリー化をより一層推進する
2016年4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法) 施行	
2020年12月	バリアフリー法 基本方針改正	
2021年3月	障害者差別解消法 一部改正	
2021年4月	バリアフリー法 改正版完全施行	
2022年3月		「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催や障害者の権利条約差別解消法への批准、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加への対応

出所：国土交通省（2022-a）内閣府（2022）より筆者作成

的とした教育や職業訓練（いわゆる心のバリアフリー）の努力義務化が示された（木田、2020）。

こうした改正実施の背景には障害者差別解消法制定がある。国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法制度整備の一環として、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に2016年に施行された法律である（内閣府、2022）。障害者手帳の有無にかかわらず、障害があり生活に制限を受けている人に対して、行政機関や非営利団体含む民間事業者が、窓口での対応を拒否したり、介助者の同行を入店の条件とする等の不当な取扱いをしないこと、障害者からサポートを必要とする意思表示があった場合、負担になりすぎない範囲で合理的配慮を提供すること（車椅子での移動介助、視覚障害者の誘導、聴覚障害者が希望するコミュニケーションツールの用意等）を義務付けた（木田、2020）。

これらの法律を踏まえ、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定し、法律の改正に合わせて改訂している（国土交通省、2022-b）。ガイドラインでは、園路や広場、休憩所・管理事務所、駐車場、便所、水飲み場・手洗場、掲示板・標識などについて高齢者や障害者等にどのような配慮をして設計するか、寸法や素材などを細かく指示している。策定当初は車

公園のインクルーシブ化の意義

いすでの移動円滑化に重点がおかれたため、通路等へのスロープ設置や専用駐車場・便所の設置、背の低い水飲み場や手洗いの設置を行ってきた。こうした整備が進むことによって、車いすを使用する障害者や高齢者、ベビーカー使用者の利用可能な公園が増えるというメリットが生じた。他方、白杖を利用している視覚障害者にとっては、スロープによって段差が確認できなくなるため、移動が困難になり、わざわざ迂回しなければならないという不便が生じる。すなわち、特定の困難をターゲットに解決しようとする設計は、その他の人に不便を強いるリスクを持つことが明らかになってきた。そこで最新の改訂では、幅広い障害に対応できるような指示が盛り込まれることとなった。

このように様々な背景や特徴、能力に関係なく、特定の人を一方的に除外したり、分離したりしないように配慮した設計をインクルーシブデザインという。

4 インクルーシブデザインと公園への導入方法

(1) 定義と特徴

ジュリア・カセムらによると、インクルーシブデザインはロンドンのロイヤルカレッジ・オブ・アートのロジャー・コールマン教授が1994年に学会発表で初めて用いた言葉である。その後デザイナー、製造業者、消費者のニーズを考慮し、各々の視点から議論が繰り返され、方法論が構築された。また、2005年にはイギリス工業規格に規定が示された（ジュリア・カセムら、2014）。「永続的な障害がある利用者、一時的または状況的な困難に直面している利用者、あるいは能力が変化してゆく利用者のニーズに合わせてデザインすること」とされ、同等の体験を提供する、状況を考慮する、一貫性を保つ、利用者に制御させる、選択肢を提供する、コンテンツの優先順位を付ける、価値を付加する の7つを原則としている（Henny Swan et al.2022）。

インクルーシブデザインは、ユニバーサルデザインと混同されがちであるが、全く異なるものである。ユニバーサルデザインは、状況や能力にかかわらず、すべての人が調節することなくアクセス且つ利用できるよう設計された商品やサービスを意味する。一方、インクルーシブデザインでは各々の条件にあった商品やサービスの提供を目指す。例えば、「自らの肌の色に合う絆創膏が欲しい」という要求に対して、ユニバーサルデザインの解決策は、すべての人が絆創膏を利用できるように色を透明にするという方法、インクルーシブデザインの解決策は、様々なユーザーの肌と同じ色の絆創膏を複数枚作るという方法が、紹介されている（グッドパッチ、2022）。このように課題へのアプローチ方法が異なるのでアウトプットにも大きな差異がもたらされる。

こうした違いは障害の捉え方の差異から生じている。すなわち、前者は心身に永続的な不自由

を抱えた者と捉えるのに対して、後者では全ての人を対象とし、障害に直面する期間別に「永続的」「一時的」「状況次第」の3つに分類する。仮に「手を扱う」という行為に着目すると、片腕を失った人は「永続的」に、腕に怪我をした人は「一時的」に、乳幼児を抱っこしている人は「状況次第」に、障害が生じることになる。こうした時間関係を意識しながら、どのような場面において不自由を感じ、どのような支援が必要かを正しく理解することによって、あらゆる状況に置かれた人を排除することのないデザインを提供することができるとしている。ただし、ユニバーサルデザインとインクルーシブデザインは対立するものではなく、両者を適切に活用しながら課題に向き合うことが重要であると言われている（グッドパッチ、2022）。

(2) インクルーシブ公園の整備手法

インクルーシブデザインでは、前述のように同等の体験を提供するという原則にしたがって、その場にいる人と共に使いやすさを考えながら、空間を創造する。例えば、周りにいる人が車いすを持ち上げて段差を移動させる、白杖使用者をエレベーターが設置されている場所まで安全に誘導する、など、当事者と周囲の人が協力して課題を解決する。結果的に不便であってもお互いに配慮しあい、関わり合うことで不便さを乗り越え、困難を感じている人も含めて居心地よく過ごすことを目指しているのである。これは「非認知能力」と言われ、子どもに身につけさせたい力として近年注目を集めており（嶋村、2021）、この点が、不便を感じることなく利用できることを前提としてきたこれまでの整備手法と大きく異なる。さらにこうした手法を採用するためには、誰がどのような状況でどのような困難を抱えるか幅広く把握することが必要であり、整備にあたってはデザイナーや管理者だけでなく、障害の有無に関わらず多くの利用者が参加する意見交換会を開催し、設計と使用双方の立場から空間づくりをすることが不可欠となってくる。

こうした観点から、最新版の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省、2022-b）を概観すると、管理事務所の入り口にスロープだけでなく誘導ブロックが設置されたイラストが描かれていたり、点字だけでなく音声ガイドも併用した案内板を設置するよう表記されていたり、男女共用トイレという表現が用いられ様々な性自認を持つ人への配慮が示されていたり、意見交換会に関する記述が見られたり等、従来よりも多様な条件を持つ人が快適に過ごせる環境の構築を目指していることが確認できた。

他方、国内外のインクルーシブ公園に関する情報収集や、国内の公園整備に携わる団体は「遊び場全体のアクセスを確保したうえで、タイプや挑戦レベルの異なる遊び要素」を導入し、「植物・土・水といった自然の要素を豊富に取り入れたランドスケープを工夫」することを、インクルーシブ公園の整備手法として挙げている（みーんなの公園プロジェクトら、2021-a）。安全面を重視し、平らな地面に易しい遊具を置くのではない点に注目できる。加えてプロセスの初期段階

から、多様な子ども・親、造園設計者、近隣住民、遊具企業、行政（公園課 子ども課など）、教育・福祉専門家、地域活動団体といった立場の異なる人たちで複数回対話を重ね、連携しながらつくり上げることが重要と述べている。併せて「それらの過程を随時公表したり、調査やイベント、寄付・ボランティアの募集など、さらに多くの住民が参加できる機会を設けたりすることで、地域の人々にインクルーシブな遊び場への関心や理解を広めること」も欠かせないと指摘する（みーんなの公園プロジェクトら、2021-b）。

5 インクルーシブ公園の事例

(1) 海外の事例と導入効果

インクルーシブ公園は、アメリカやオーストラリアを中心に展開されており、NPO が中心となって開園したケースと、行政がプロジェクトとして取り組み開園したケースとに大別される。さらに前者には、幼い子どもを病気で失った親が創立に関わっているという共通点がある。以下に代表的な事例を示す

事例1：アメリカ バウンドレス・プレイグラウンド（Boundless Playgrounds）

幼い息子を病気で亡くした女性が悲しみを乗り越え、意義のあることに取り組もうと、障害のある子どもとない子どもが一緒に遊べる公園づくりを決意し1997年にNPOを設立した。彼女は夫や友人らと1,200人のボランティアの協力を得て、コネチカット州に公園を完成。雑誌に公園の紹介記事が掲載されると、全米の個人、団体、学校から、このような遊び場が欲しいと協力を要請する声が多く寄せられたため各地でインクルーシブ公園の設計や地域住民による公園づくり支援を行った（2014年にNPO活動は終了）。

砂場の中にもう一種類、壁ではなく柱で支えられ足元に空間がある砂場台が設けられているのが特徴的である。これは車いすのまま無理のない姿勢で遊ぶことのできるよう設計された砂場台である。障害の有無を超えて、友だちや兄弟姉妹と同じ場所で遊び、刺激し合ったり協力したりして楽しさを共有することが大切な経験である、という考え方から設置されている。さらに、複合遊具の下には、それぞれ自分に合った方を選んで遊べるように高さの異なる2つの水遊び台が設けられている。蛇口がついていないので、近くの水場からバケツ等を使って水を運んで来る必要があり、その過程で協力や配慮が自然と身につくという（みーんなの公園プロジェクト、2007-d）。

事例2：アメリカ シェーンズ・インスピレーション (Shane's Inspiration)

この公園の創始者は難病で幼い息子を亡くした経験から、どの子供にも遊ぶ機会が与えられるべき、との信念を抱き、アメリカ西部を中心にインクルーシブな遊び場づくりを支援するNPOを立ち上げた。2000年に最初の遊び場を完成させて以降、手掛けた遊び場は2017年時点で65箇所を超える。メキシコ、イスラエル、カナダ、ロシアなど海外での実績も持つ。インクルーシブな遊び場を作るだけでなく、それらを利用したプログラム（地域の多様な親子向けのプレイイベントの定期開催、学校教育プログラムの実施など）に力を入れているのが特徴であり、遊ぶ機会を通じて障害による偏見を取り除き相互理解を深める場の創出に貢献している。

車いすのままでも遊具にアプローチできるようにスロープが設置されていたり、介助犬同行が認められていたりする。このような設計は、友達の手を押す、介助犬に興味を持って声を掛け合う、という子ども同士の交流を深めている。障害のある子どもの保護者からは、障害を理由に遊ぶことを諦めなくて良くなった、自分の力でいきいきと遊べるようになり、積極的に外出するようになったとの評価が寄せられている（みーんなの公園プロジェクト、2007-e）。

事例3：オーストラリア オール・アビリティズ・プレイグラウンド (Queensland All Abilities Playground Project)

クィーンズランド州が2007年から実施した、すべての子どもたちのためのプロジェクトにより創設された。約4.8億円の予算をもとに、州政府が各地でインクルーシブな遊び場の建設費用の一部を負担し、州障害者局のプロジェクトチームがそのプロセスを支援。事業に応募し選ばれた州内の16箇所で、それぞれ障害のある子どもや家族を含む地域住民、地方行政、公園関係企業らが協働し、インクルーシブな遊び場を完成させた。

障害の有無にかかわらず楽しむことができるように工夫された遊具が多く設置されているのが特徴的である。例えば幅が広く複数人で乗ることのできるシーソーでは、障害のある子どもとそうでない子どもが介助者・保護者も含めて共に遊ぶことができたり、無人の状態でもバネを支えに吊り合う設計であるため、一人で乗って揺れを楽しむこともできる。また背もたれがついているブランコとそうでないブランコを並列させている。体幹を支える必要がある子どもは前者に乗って遊び、車いす使用者は後ろから直接アプローチして座席に足を載せ、手すりを持って体を前に引き寄せて移乗して遊ぶ（みーんなの公園プロジェクト、2011）。

(2) 国内の事例

東京都政策企画局は『『未来の東京』戦略』の中でインクルーシブシティ東京プロジェクトについて言及し、身近な公園から「遊び」を通じて共生社会を目指すとしてインクルーシブ公園整備

公園のインクルーシブ化の意義

を目指している（東京都、2021）。その実践例が2020年3月、東京都世田谷区にある都立砧公園に開園した「みんなのひろば」である。国内においては「障害の有無にかかわらず、誰もが共に遊べる遊具エリア」など配慮された公共空間は表立った前例がない状態が続いていたため、画期的な事例と言える。車いすから滑り台に移りやすいよう、滑り台の前を一段高くしたり、車いすを運びやすいよう幅広の階段が設けたり、歩行器や杖、車いすを使ったまま遊具にアプローチできるようにスロープを取り付けたりしている。また遊具周りにゴムチップ舗装を施すことにより、転んでもケガをしにくい。

さらに2020年9月には豊島区『としまキッズパーク』が新設オープンし（としまのいま、2022）、2021年7月に、渋谷区の恵比寿南二公園で遊具の一部がインクルーシブ遊具へと改修リニューアル（るるぶ Kids、2021）、2021年10月に都立府中の森公園の遊具広場が、にじいろ広場としてリニューアルオープンと、東京都での整備が続いている。また、2021年3月に神奈川県藤沢市秋葉台公園内にインクルーシブ遊具が設置されたり（藤沢市、2022）、2022年7月に福岡県福岡市中央区の舞鶴公園にてインクルーシブ遊具の体験会が実施された他（コトブキ、2022）、2022年4月には山形県山形市にインクルーシブをコンセプトにした児童遊戯施設「コパル」がオープン（山形市、2022）。徐々に東京都以外でも整備が進められている。

6 おわりに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生に伴う「新しい生活様式」が定着しつつある中で、安心して体を動かすことができる空間として再評価されている公園であるが、障害のある子どもやその保護者・支援者にとっては、遊具の使い勝手や安全性等に問題が多く、利用しにくい空間となっている。障害があってもレジャーやスポーツのために利用できる場所は室内施設を中心に提供されてきたため、コロナ禍にあっては利用に制限がかかりやすい。さらに屋外施設は有料且つ障害手帳交付者数の多い自治体には少ないという問題がある。しかし障害の有無にかかわらず、安心して安全に、そして気軽に身近な場所で健康維持や促進のために体を動かすことができるようにすることが重要である。

こうした目的意識を持ち、本研究では我が国の都市公園における障害者対応整備方針の変遷を見てきた。バリアフリー法の制定を背景として、まずは車いすのままでも利用できるような空間、設備設計が推奨され、これらの定着と障害者差別解消法の制定、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴って、幅広い障害を対象とした設計が目指されるようになった。しかも、構想段階から利用者参加型の意見交換会を開催し、中でも障害当事者の声を設計に反映させることの重要性がガイドライン中に盛り込まれるようになった。このように、障害などの条件によって利用が

制限されることがないように配慮して行われる設計をインクルーシブデザインと呼び、これに基づき設計された公園がアメリカやオーストラリアで見られることを紹介した。

現在我が国では高齢者や障害者、ベビーカー利用者、外国人など多様な方々と共に生活するようになってきている。障害者の法定雇用率が定められ（民間企業2.2%、国及び地方公共団体等2.6%）、本学をはじめ様々な大学に障害のある学生が入学し学んでいる。このような時代にあっては、自分とは違う誰かの立場に立ち、適切な理解のもと思いやりをもって行動することが重要になるが、未だ障害のある人となない人が日常的に、当たり前のように交わる機会は少なく、誤解や偏見、差別に苦しむ方々が多い。調査によると障害者差別解消法の施行以降も、「差別・偏見が改善していない」、「合理的配慮を受けやすくなったとは思わない」との回答が8割以上に及ぶ（障がい者総合研究所、2017）。

こうした問題を解決するには、属性に関わらずあらゆる人が孤立しないように関わり合い、支え合うインクルーシブな環境そのものを経験することや、地域社会における多様性の促進、いわゆるダイバーシティ・マネジメントが不可欠となる。しかし我が国では障害のある子どもとそうでない子どもは異なる環境で保育や教育を受けることが多く、互いが自然に触れ合う機会を持つことが難しい。このことが、差別等が無くならない原因の一つであると考えられる。2022年9月9日に国連障害者権利委員会から、「障害のある子どもたちが通常環境での教育にアクセスしにくい」、「障害児を普通学校に入学させる準備が整っていないとの認識と事実による入学拒否が行われている」、「障害を持つ学生に対する合理的配慮の提供が不十分である」、「通常教育の教員のスキル不足とインクルーシブ教育に対する否定的な態度」などについて勧告が出されている。これに対して永岡文部科学大臣はこうした勧告を遺憾であるとし、「特別支援学級への理解の深まりなどにより、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供が増えている中、現在、多様な学びの場において行われている特別支援教育を中止することは考えていない。勧告の趣旨も踏まえて、引き続き通級による指導担当教員の基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めていく」と説明した（教育新聞、2022）。このやり取りを見ても、日本の教育現場において障害有無を越えた相互理解を実現するには未だ時間を要すると思われる。

一方で、遊びを通してならばその実現は可能なのではなかろうか。インクルーシブ公園の国内先駆的事例である砧公園では、開園と同時に新型コロナウイルス発生による自粛期間が開始されたため、想定通りの利用状況が生まれにくかったようであるが、それでも調査において「こういうコンセプトの公園ができると障害のある子どもも遊んでいいよというメッセージにもなるので、とても心強い」という意見が挙げられており（嶋村、2021）、インクルーシブ化の効果が伺える。海外の事例からも、年齢や性別、個人の能力などの違いにかかわらず、すべての子どものための場所となっており、こうした公園を整備することによって、だれもが自分の力を発揮して遊べ、お互いの違いや共通点を認め合いながらともに成長している様子が確認できた。

公園のインクルーシブ化の意義

以上より、国内の既存公園、中でも徒歩圏内にある住区基幹公園のインクルーシブ化を推進することは意義あることであると言える。同時に、利用され続けることが重要であり、そのためにはハード面整備、積極的な情報発信、遊びのプログラムの開発と提供といったソフト面整備が不可欠となろう。さらに開園した公園の利用実態把握と検証を継続的に行って、コンセプトが独り歩きすることなく、子どもたちそしてその親世代にも、障害の有無に関わらない交流が生まれるように改善していくことも求められる。次報ではこういったインクルーシブ公園整備にあたっての留意点や課題について整理していきたい。

参考文献

- (1) 愛媛県松山市 (2022) 「市内公園の紹介 松山総合公園」
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/koen/syoukai/sougoukouen.html> (2022年9月16日閲覧)
- (2) 藤沢市 (2022) 「誰もが遊べる, インクルーシブな遊具が完成しました」 2022年3月29日
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouen/inkurusibu.html> (2022年9月16日閲覧)
- (3) Henny Swan, Ian Pouncey, Heydon Pickering, Léonie Watson (2022) Inclusive Design Principles
<https://inclusivedesignprinciples.org/> (2022年9月16日閲覧)
- (4) 一般社団法人シシン (2022) 「障害者手帳で行こう! ~全国版~」 <https://shogaisha-techo.com/> (2022年9月16日閲覧)
- (5) ジュリア・カセム 平井康之 塩瀬隆之 森下静香 (2014) 「インクルーシブデザイン」、学芸出版、2014年4月、p.14-p.15
- (6) 株式会社グッドパッチ (2022) 「排除を考えることから始めるインクルーシブデザイン」
<https://goodpatch.com/blog/inclusive-design> (2022年9月16日閲覧)
- (7) 株式会社コトブキ (2022) 「福岡市舞鶴公園にてインクルーシブな遊具の体験会を開催します」
2022年7月26日 https://townscape.kotobuki.co.jp/news/2022/20220726_001900.html (2022年9月16日閲覧)
- (8) 木田樹 (2020) 「バリアフリー法って? 知っておくべき法律や制度のポイント」 2020年8月27日
<https://www.mirairo.co.jp/blog/post-2020081703> (2022年9月16日閲覧)
- (9) 国土交通省 (2021-a) 「緑とオープンスペースをフル活用し、新型コロナに負けない健康的なライフスタイルへ～身近な公園利用の4つのポイント：体調、ゆずりあい、距離、手洗い～」
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001397839.pdf> (2022年9月16日閲覧)
- (10) 国土交通省 (2021-b) 「「新しい生活様式」を公園や緑の力で健康に ～ニューノーマルに対応した公園・緑の利活用～」
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000100.html (2022年9月16日閲覧)
- (11) 国土交通省 (2022-a) 「都市公園におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインについて」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/parkun.html> (2022年9月16日閲覧)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001473665.pdf> (2022年9月16日閲覧)

(12) 国土交通省 (2022-b) 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月)」

(13) 厚生労働省 (2022) 「障害者手帳について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html (2022年9月16日閲覧)

(14) 教育新聞電子版 (2022) 「特別支援教育「中止は考えていない」永岡文科相、国連勧告で表明」2022年9月13日 https://www.kyobun.co.jp/news/20220913_06/ (2022年9月16日閲覧)

(15) LBB (2022) 「日本全国の社会保障・衛生の統計情報」 <https://graphchart.com/japan/#social-security-sanitation> (2022年9月16日閲覧)

(16) みーんなの公園プロジェクト (2007-a) 「ニーズを知る利用者調査 肢体不自由の子どもたちと公園～肢体不自由児のお母さんたちの声～」2007年5月15日 (2022年9月16日閲覧)

<https://www.minnanokoen.net/needs-reseach/needs-research-03/>

(17) みーんなの公園プロジェクト (2007-b) 「ニーズを知る利用者調査 発達障害のある子どもたちと公園～発達障害児のお母さんたちの声～」2007年8月2日 (2022年9月16日閲覧)

<https://www.minnanokoen.net/needs-reseach/needs-research-05/>

(18) みーんなの公園プロジェクト (2007-c) 「ニーズを知る利用者調査 聴覚障害のある子どもたちと公園～聴覚障害児のお母さん、聴覚障害者、聾学校の先生たちの声～」2007年12月6日

<https://www.minnanokoen.net/needs-reseach/needs-research-07/> (2022年9月16日閲覧)

(19) みーんなの公園プロジェクト (2008) 「ニーズを知る利用者調査 視覚障害のある子どもたちと公園～視覚障害児のお母さん、視覚障害者、盲学校の先生たちの声～」2008年7月1日

<https://www.minnanokoen.net/needs-reseach/needs-research-07/> (2022年9月16日閲覧)

(20) みーんなの公園プロジェクト (2017) 「ニーズを知る利用者調査 障害のある子どもたちの支援と公園 (1) 障害児通所支援事業に携わる方たちの声」2017年8月13日

<https://www.minnanokoen.net/needs-reseach/needs-research-11/> (2022年9月16日閲覧)

(21) みーんなの公園プロジェクト、一般社団法人 TOKYO PLAY、寺田光成 (2021-a) 「はじめよう！地域のみんなで育てる公園インクルーシブな遊び場づくり」2021年3月

<https://www.minnanokoen.net/mkwp/wp-content/uploads/2021/03/c21edb8fae239f8416abf400822b76a1.pdf> (2022年9月16日閲覧)

(22) みーんなの公園プロジェクト、一般社団法人 TOKYO PLAY、寺田光成 (2021-b) 「地域のみんなで育てる公園インクルーシブな遊び場づくりよくある5つの誤解」2021年3月

<https://www.minnanokoen.net/mkwp/wp-content/uploads/2021/03/73a77097d1f58fb8b8beeaf8897a1089.pdf> (2022年9月16日閲覧)

(23) ミライロ通信 (2022) 「障害の社会モデルとは？障害について改めて考える」2022年1月11日

<https://www.mirairo.co.jp/blog/post-20220111> (2022年9月16日閲覧)

公園のインクルーシブ化の意義

- (24) 宮崎県 (2021) 「コロナ禍で再評価された都市公園の更なる魅力向上！」
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/59377/59377_20210304150219-1.pdf (2022年9月16日閲覧)
- (25) 内閣府 (2010) 「「障害」の表記に関する検討結果について 2010年11月」
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_26/pdf/s2.pdf (2022年9月16日閲覧)
- (26) 内閣府 (2022) 「障害を理由とする差別の解消の推進」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> (2022年9月16日閲覧)
- (27) PARKFUL (2021) 「府中の森公園にじいろ広場 (東京都府中市) 大きなインクルーシブ公園が東京都内にオープン」2021年10月16日 https://parkful.net/2021/10/inclusive_futyunomori/ (2022年9月16日閲覧)
- (28) るるぶ Kids (2021) 「【2021年7月リニューアル】芝生が広がる恵比寿南二公園 (渋谷区) の「インクルーシブ遊具」で遊ぼう！」2021年10月22日
<https://kids.rurubu.jp/article/76760/> (2022年9月16日閲覧)
- (29) 嶋村仁志 「今こそ、誰もが遊べるインクルーシブな遊び場づくりへ」新都市、75-5 2021 p.33-p.37
- (30) 障がい者総合研究所 (2022) 「障がい者に対する差別・偏見に関する調査 2017年」
<http://www.gp-sri.jp/report/detail031.html> (2022年9月16日閲覧)
- (31) 東京都 (2021) 「「未来の東京」戦略3か年のアクションプラン 戦略6 ダイバーシティ・共生社会戦略1. インクルーシブシティ東京プロジェクト」2021年3月 p.95
<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/action/html5.html#page=97> (2022年9月16日閲覧)
- (32) としまのいま (2022) 「いろんな子どもたちが一緒に遊べる夢の空間! としまキッズパークがオープン！」
<https://www.city.toshima.lg.jp/toshimanow/new/kidspark.html> (2022年9月16日閲覧)
- (33) ユニバーサルマナー協会 (2022) 「向き合うことに、向き合う検定」<https://universal-manners.jp/>
(2022年9月16日閲覧)
- (34) 山形市 (2022) 「コパルのホームページを公開しました」2022年4月4日
<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shisetsu/kyoiku/1006614/1009300/1009304.html> (2022年9月16日閲覧)
- (35) 山本晴義 (2021) 「新型コロナウイルス感染症とメンタルヘルスケア」産業保健 21 2021.7 第105号 p.2-p.4